

廃第1100号-2  
令和2年11月11日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都葛飾区水元三丁目9番15号 有限会社弘洋機設（代表取締役 櫻庭 弘樹）
許可の番号	第01200069333号
処分の年月日	令和2年11月11日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社弘洋機設の役員は、懲役刑に処せられたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当した。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

廃棄物指導課監視指導室  
TEL 043-223-2684